

労政問題懇話会運営要領

(設置及び目的)

第1条 この要領は、労働関係の行政を積極的に、推進するため、寒川町とその地域労働団体の代表により、労政問題懇話会（以下「懇話会」という）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与する。

- ① 労働行政の基本計画に関すること。
- ② 主要事業の計画に関すること。
- ③ 労働行政の年間計画に関すること。
- ④ その他必要な事項。

(組 織)

第3条 懇話会の委員は、労働組合7名及び寒川町職員2名より構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇話会には、会長をおき委員の互選により定める。

- ① 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- ② 会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の招集及び会議)

第6条 懇話会の招集は会長が招集する。

- ① 懇話会の会議は、会長が議長となり委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし議長が必要と認めたときは、小委員会を開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 懇話会に事務局をおき、産業振興課が行なう。

- ① 事務局は、会長の指揮を受けて懇話会の庶務を処理する。

(経 費)

第9条 この懇話会の経費は、参加者負担金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

附 則 この要領は昭和54年3月28日から施行する。

附 則 この要領は平成元年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成13年4月13日から施行する。

附 則 この要領は平成26年5月21日から施行する。